

令和7年度 地域で親しむ舞台芸術応援事業実施要綱
(県内文化施設を利用する団体等向け)

1 目的

舞台芸術公演を鑑賞する機会の地域差が生じることなく、より多くの県民が身近な地域で舞台芸術に親しむことができる文化的環境の整備を推進する。

また、県内芸術家の公演活動を支援することにより、優れた芸術家の育成につなげる。

2 助成対象者

次の要件全てに該当する実行委員会・舞台芸術の実演団体等

- ・ 団体の意思決定、執行組織が規定されている会則等を有すること。
- ・ 県内に所在する団体（会則等により確認できること）

※ 原則として1対象者につき1事業を助成対象とする。

3 助成対象公演（助成要件）

助成対象者が主催する舞台芸術公演で、以下に掲げる要件をすべて満たすもの。

(1) 次の要件をすべて満たす県内の文化施設（市町立・民間立のホール、能楽堂、寄席等以下「文化施設」という。）で実施する公演

- ① 収容人数が100人以上かつ客席の床面積が150㎡以上であること。
- ② 着席で鑑賞するレイアウトであること。
- ③ 公演中に鑑賞者の飲食を伴わないこと。

(2) 主な出演者が次の①又は②の要件に該当する者又は団体であること。

公演実施のために一時的に結成するグループ等にあつては、主な出演者の1/2以上の者が①又は②の要件に該当する者であること。

- ① プロ*として概ね1年以上の芸術文化活動の実績があり、かつ、兵庫県在住の者又は県内に所在する団体

※ 「プロ」とは出演報酬を得て公演等で実演を行う者をいう。ただし、これに該当する者であっても児童・生徒・学生は除く。

- ② 県、市町又は公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）が設ける芸術文化に関する表彰（コンクールを除く。）を受賞した者又は団体

(3) 同一公演において、行政機関等から他の補助金等の資金援助を受けていないこと。

(4) 令和7年4月から令和8年3月の間に公演を実施すること。

◆ 助成対象とならないものの例

- 広く一般に公開されない公演
- 宣伝や営利を目的としているとみなされる公演
- 政治的・宗教的活動を目的としているとみなされる公演
- 暴力行為、迷惑行為のおそれのある公演
- プロではない者又は団体が主たる出演者となる公演

- 兵庫県に在住（所在）していない者又は団体が主たる出演者となる公演
- 舞台芸術の実演を伴わない、ワークショップ・講演会・シンポジウム等
- ヒーローまたはキャラクターショーなどによるアトラクション公演
- 大衆演劇、歌謡ショーなどの大衆芸能（落語は除く。）
- その他事業の目的に照らして助成にふさわしくない事業

4 助成対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 助成対象経費等

(1) 助成対象経費（※の経費は、外部に発注する場合に限る。）

項目	具体例
出演料	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料 等
音楽費	作曲・編曲料、楽譜借料、調律料 等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、プラン料、台本料、訳詞料、著作権使用料 等
舞台費	大道具料、小道具料、舞台制作費、舞台スタッフ費※、衣装代 等 注) 飲食料品購入費は助成対象外
会場使用料	会場使用料 注) 公演当日を含む搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に限る。
設備使用料※	音響設備使用料、照明設備使用料、舞台装置等使用料等 注) 公演当日を含む搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に限る。
技術人件費※	設備使用に伴う技術人件費 等
旅費	出演者・スタッフ等の交通費（航空・列車運賃等の特別料金は助成対象外）及び宿泊費（食事代は助成対象外） 注1）稽古のための交通費は助成対象外 注2）ガソリン代・タクシー代は助成対象外
運搬費※	楽器運搬費、道具運搬費 等 注) 稽古のための運搬は助成対象外
広報費	ポスター、リーフレット、プログラム作成費 等 注) 「兵庫県芸術文化協会助成 地域で親しむ舞台芸術応援事業」の記載があるものに限る。
会場運営人件費	受付・会場整理等に伴う人件費 等

(2) 助成対象とならない経費

- 助成対象経費であっても、助成対象期間外に支払った経費
- 助成対象経費であっても、実績報告において領収書等により支払いが確認できないもの。
- 使途の証明が困難な経費〔コピー代、郵送料、ガソリン代、タクシー代等〕
- 助成対象者の財産になり得る物の購入や製作経費〔書籍やCD等の資料、汎用性の高い機器等〕
- 助成対象者の恒常的経費〔人件費、事務費、自ら設置又は管理する会場の使用料等〕
- 公演の実施に直接関係しない経費〔レセプション・打ち上げ経費等〕
- その他社会通念上助成金で賄うことがふさわしくない経費

6 助成額（公演を実施する文化施設の所在地によって上限額が変わるため注意すること。）
舞台芸術公演を鑑賞する機会の地域差緩和を図るとする県の方針に基づき、助成上限額を次のとおりとする。

(1) 地域Ⅰ※¹に所在する文化施設

助成対象経費の1/2（千円未満切捨て、上限額：25万円）以内で協会が決定した額

※1 神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町

(2) 地域Ⅱ※²に所在する文化施設

助成対象経費の1/2（千円未満切捨て、上限額：50万円）以内で協会が決定した額

※2 地域Ⅰ以外の市町（「R5年度市町立ホールの利用率〈兵庫県芸術文化課調べ〉が全県平均(58.8%)未満」または「R5年度県民意識調査〈兵庫県調べ〉の中で『住んでいる市町で、芸術文化に接する機会があると思う人』が全県平均(37.6%)未満」のいずれかに該当する地域）

7 手続き等

(1) 申請

- ① 申請締切日：令和7年3月14日（金）まで ※当日消印有効
- ② 申請方法：電子メール又は郵送（電子メール申請を推奨）
メールアドレス：chiiki@hyogo-arts.or.jp
- ③ 申請先：公益財団法人兵庫県芸術文化協会 文化振興部事業第1課
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3
TEL 078-321-2002/FAX:078-321-2139
- ④ 提出書類：（様式は協会ホームページよりダウンロード）
 - ア 申請書（様式1）
 - イ 出演者概要（出演者が団体の場合は様式2-1、個人または公演実施のために一時的に結成するグループの場合は出演者毎に様式2-2）
 - ウ 収支予算書（様式3-2）
 - エ 実行委員会・団体等の会則等
 - オ 構成員名簿

(2) 助成決定

協会は、(1)により提出された書類を審査し、助成の可否及び助成額を決定し、「助成

決定通知書」(様式4)により申請者に通知する。

※ 助成額は、公演終了後に提出される対象経費の領収書等(写し)を審査し、決定した助成額の範囲内で助成額を確定する。

(3) 助成事業名の記載

(2)により助成決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、告知チラシやプログラム等の印刷物に「兵庫県芸術文化協会助成 地域で親しむ舞台芸術応援事業」と記載すること。

(4) 助成内容の変更、中止または廃止

助成決定者は、事業を変更、中止または廃止する場合は、事前に「変更・中止・廃止の協議について」(様式5)を協会に提出し協議する。

(5) 助成内容の変更、中止または廃止の承認

協会は、(4)により提出された書類を審査し、協議内容が妥当と認めたときは、「変更・中止・廃止の承認について」(様式6)により助成決定者に通知する。

(6) 実施報告

助成事業が終了したときは、助成決定者は事業終了後30日以内又は令和8年3月31日(火)のいずれか早い日までに次の書類を協会に提出する。

- ① 実施報告書(様式7)
- ② 収支決算書(様式8-2)
- ③ 公演の記録写真
- ④ チラシ、ポスター、プログラム等(当協会が助成している旨の記載があるもの。)
- ⑤ 対象経費の領収書等(写し)(名宛人、発行者、発行年月日、経費内容が明記されていること。)

(7) 助成額の確定

協会は、(6)により提出された実施報告書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業が適正に執行され、事業成果を認めるときは、助成決定額の範囲内で助成額を確定し、「助成額の確定通知書」(様式9)により各助成決定者に通知する。
なお、確定する助成額が(2)により決定した金額と同額であるときは、通知を省略する。

(8) 助成金の支払い

協会は、助成決定者から提出される「助成金請求書」(様式10)に基づき助成金を支払う。

(9) 助成決定の取り消し

協会は、助成決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、助成決定を取り消すことができる。その場合は、「助成決定取消通知書」(様式11)により助成決定者に通知する。

- ① この要綱の規定に違反したとき。
- ② 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。

- ③ 助成決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ④ 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- ⑤ 暴力団等であるとき。

8 不可抗力による事業中止への措置

地震、台風、津波その他の天変地異や戦争、暴動、内乱、疫病など助成決定者の責めに帰すことのできない事情により、助成事業の全部又は一部が中止となった場合、当該事象が発生した時点ですでに執行済みの経費については、助成対象とすることができる。

9 その他

- (1) 本助成事業は兵庫県の補助を受けて実施するものであり、令和7年度の兵庫県議会での予算成立が前提となる。また、予算編成の状況により規模縮小等変更が生じる場合がある。
- (2) その他、この要綱に定めのない事項については、県及び協会の協議により決定する。